**令和5年度**

**企画提案型利用間伐等促進事業　事業実施のポイント**

**１、企画提案型による事業実施メリット**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 企画提案型 | 指名競争 | 指名競争（県行造林実証型）試行 |
| メリット | 以下の要望が可能 ・事業量の確保 ・保育施業の同時提案 ・施業内容・方法・期間 ・売払い先 ・売払いABC材別出材率 ・売払い手数料 ・売払い運搬単価 ・通勤補正 ※ただし、内容によっては協議が必要となる場合がある。 | ・事前調査が不要。 | ・事前調査が不要。  ・伐採木確定時に伐採本数、搬出量を決定するため、採材・販売の自由度が向上する。 |
| デメリット | ・提案前に事前調査が必要となる | ・企画提案で可能な要望ができない。 ・売払い手数料なし（事業体分） | ・企画提案で可能な要望ができない。 ・売払い手数料なし（事業体分）  ・搬出材積増大分は任意施工扱いとなる場合がある。 |

**２、素材販売業務実績報告書の提出**

・　例年、提出をお願いしているところですが、利用間伐事業を実施した事業体の皆様は、売払い完了後、素材販売業務実績報告書を提出してください。

・　報告書に伝票を添付する際に、他の造林地からの材と一緒に納材するなどして伝票上で公社分の抽出が難しい場合、『伝票記載分のうち○○○m3が公社分』というように記載してください。

**３、共同事業体による入札**

・　前年度に引き続き、共同事業体による入札では登録方法等にご注意願います。新たに「共同事業体」での事業実施を検討されている事業体の方は、森林・林業課までお問い合わせください。

**４、提案書提出時及び事業実施時の注意点**

①　提出場所と提出方法

**提案書の宛先・・・（公社）新潟県農林公社　森林・林業課　藤井**

**提 出 方 法 ・・・持参・書留郵便・配達証明郵便・宅配便（ポスト投函は不可）**

②　提案書作成時の留意点（「令和5年度「企画提案型利用間伐等促進事業」に係る企画提案書作成のための仕様書」より抜粋）

提案書の１枚目は表紙とし、｢新潟県農林公社企画提案型利用間伐等促進事業企画提案書｣と表題を付し、当該提案書の団地名、提出者名ならびに本件の担当者及び連絡先を明記すること。

③　提案書の作成及び提出時に、とくに考慮していただきたいこと

１　提案書提出前に事業参加申込書の提出を必ずお願いします。参加申込書の提出が無い場合は参加申込書を提出した事業体を優先、もしくは提案書提出の先着順となります。また、複数年度の計画がある場合は利用間伐事業計画実施希望調査書（別紙様式2）の提出をお願いします。参加申込のあった団地については、随時HPにて申込状況を公開します。

２　県森連・市町村等による木材の運搬補助等を活用する場合には、提案内容への反映をお願いします。

３　既設造林作業路の修繕等が必要であると事前に判明している場合は、その旨を提案書内の《森林施業プランナーからの事業実施提案ポイント》内に記入願います。

状況写真等がありましたら添付してください。

４　提案書内の《公社収支》欄について記入をお願いします。補助金の算出方法などわからないことがありましたらお問い合わせください。

５　保育施業の提案については《年度別事業計画》欄に保育面積を記入願います。また、《収支計算》欄への金額の記入は不要となります。